

平成21年 第4回(定例)周防大島町議会会議録(第2日)

平成21年12月17日(木曜日)

議事日程(第2号)

平成21年12月17日 午前9時30分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(19名)

1番 田中隆太郎君	2番 杉山 藤雄君
3番 神岡 光人君	4番 新山 玄雄君
5番 平野 和生君	6番 魚原 満晴君
7番 今元 直寛君	8番 広田 清晴君
10番 尾元 武君	11番 中村 美子君
12番 中本 博明君	13番 魚谷 洋一君
14番 平川 敏郎君	15番 松井 岑雄君
16番 安本 貞敏君	17番 久保 雅己君
18番 布村 和男君	19番 小田 貞利君
20番 荒川 政義君	

欠席議員(なし)

欠 員(1名)

事務局出席職員職氏名

事務局長 坂本 薫君	議事課長 木元 真琴君
書記 吉岡 信二君	書記 林 祐子君

説明のため出席した者の職氏名

町長	椎木 巧君	代表監査委員	相川 實君
副町長	岡村 春雄君	教育長	平田 武君
公営企業管理者	石原 得博君	総務部長	中野 守雄君
産業建設部長	平田 好男君	健康福祉部長	田村 敏範君
環境生活部長	松井 秀文君	久賀総合支所長	山本 定雪君
大島総合支所長	嶋元 則昭君	東和総合支所長	松岡 千春君
橘総合支所長	椎木 千明君		
会計管理者兼会計課長			北杉 憲昌君
教育次長	村田 雅典君	公営企業局総務部長 ...	河村 常和君
総務課長	西本 芳隆君	財政課長	奈良元正昭君
契約監理課長	上元 勝見君		

午前9時30分開議

議長（荒川 政義君） おはようございます。11日の本会議に引き続き、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりです。

・

日程第1 一般質問

議長（荒川 政義君） 日程第1、一般質問を行います。

質問の通告は7名であります。通告順に質問を許します。17番、久保雅己議員。

議員（17番 久保 雅己君） 先般通告しておいた定住対策について町の方針をお伺いしたいと思います。

大島郡4町が合併して、はや5年を経過いたしました。国内外の状況も大きく変革し、昨年夏以後の油の高騰、秋以後からの金融危機により経済状況は急速に悪化しております。また、ことし8月の政権交代により、国の政策も不透明で行き先不安要素ばかりではないかと思われま。周防大島町においては人口の減少は著しく、平成16年から平成21年3月末までで2,131人の減少というふうになっております。平均で四百二十数名ですが、昨日（12月1日）の広報によりますと現在の人口が2万108人というような数字が出ておりましたが、これで差し引きしますと約2,289人の減少になっておるんじゃないかと思えます。平成17年に策定された周防大島町の過疎自立促進計画によると、平成22年には1万9,000人台に突入すると予測されておりましたが、まさに現実になるものと思われま。

人口をふやすことは現状では非常に困難なことだと思われまますが、このまま放置しておけばま

ますます深刻化していくと思われます。少子高齢化は進み、町の活力はますます失われていくんじゃないかというふうに思われます。人が生活していくためには、まず雇用の場が必要でし、教育、交通体系の整備、医療福祉の充実、生活環境の整備等々も必要ですが、個々の取り組みはまたの機会として、今回は町の基本的な政策をお伺いしたいと思います。

そこでお尋ねいたします。周防大島町では平成17年に周防大島町総合計画基本構想並びに過疎地域自立促進計画を策定されておられますが、定住対策についての進捗状況といいますか、そういう対策についての現在までの方策についての御説明をお願いいたします。よろしくお願います。

以上です。

議長（荒川 政義君） 椎木町長。

町長（椎木 巧君） どなたもおはようございます。それでは、久保雅己議員さんの御質問にお答えしたいと思います。

定住対策事業は、合併以前の4町はもちろんのこと過疎問題を抱える全国の自治体で行われているものの、近年の経済情勢と少子高齢化、人口の一極集中、あるいは本町の主産業でもある農漁業の長引く低迷など、さまざまな要因から人口減少の波をとめることは極めて難しい情勢でありまして、特効薬もなかなか見出せない状況となっているのが実情であります。

こうしたなか、本町においては、道路網や上下水道などの社会インフラの整備、農漁業の基盤整備、また医療・福祉・教育などの生活機能の強化など、町が推進している施策のすべてを人口定住対策としてとらえ展開しているところでありますが、過疎化が進むなか、定住人口の増加を図ることは、なかなか困難となりつつあります。

こうしたことを踏まえ、私は常々申し上げておりますが、交流人口の拡大を図ることこそが、定住人口減少を少しでも抑制し、地域の活力を高める大きなポイントになると考えております。

恵まれた自然、歴史と文化という地域の特性を生かし、滞在型・体験型の観光客誘致などを通じまして、周防大島の魅力を広く知ってもらい、交流人口が増大することで直接関連する分野だけでなく、広範囲にわたって地域経済への波及効果をもたらすものと期待をしておるしいでございます。

こうした経済効果によって、所得の向上、地域の活性化を図り、定住人口減少の抑制につなげていきたいと考えております。

御承知のように急激な人口の減少は、経済を支える人材の不足を招くほか、コミュニティ活動の低迷などによる地域の活力低下などの悪影響をもたらします。

平成22年度には、本町の総合計画の前期対策が最終年となり、基本計画の見直しと後期対策の策定作業が必要となります。

過疎計画につきましても本年度が終了年度ということで、今後の国の動向についてもまだまだ見極める必要がありますが、新たな過疎対策に向けた計画の策定作業も生じることが予測されておるところでございます。

これらの諸計画に町民の皆さんが安心して希望のもてる「幸せに暮らせるまちづくり」に向けた施策を丁寧に反映し、そして柔軟にスピード感をもって実行していく。こうしたことが定住人口や交流人口が確保できる環境づくりに成果を上げることができるものと思っておりますので、今後とも皆様方の御支援御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（荒川 政義君） 久保議員。

議員（17番 久保 雅己君） 今、町長の御意見を拝聴しましたけれども、交流人口の増加ということも先ほど申し述べられましたし、総合計画並びに過疎自立促進計画等々の見直しが来年度あるわけですけれども。まず、これに関して、どこの市町村も過疎地は大変な状況だというふうに思っておりますけれども、専門家等々を入れてプロジェクトチームを立ち上げて、今後の検討委員会でもつくろうかというお考えがあるかということが1つ。

就業場所について、私なりに人口をふやすということは、先ほど申し上げたように非常に困難なことですけれども、何か得策がないかなということで考えておりましたけれども、よその市町村でもありましたように町有地の有効利用。例えば極論ではありますけれども、教員住宅の跡地、学校統合も今話されていますし、そういう町有地を有効利用して、条件はいろいろと「10年間最低住まないといけない」とか「1年以上には家をつくらなければならない」というようなことを考えもって、例えば町有地を無償で提供しても人をふやすためであれば、そういう思い切った政策をとらないとなかなかこの人口減少に歯止めはかけられないんじゃないかというふうに思っております。

今までの固定観念で物事を考えると、非常に今後難しいかたちが出てくるんじゃないかというふうに、私は常々思っておりますけれども、町のほうのお考えはいかがでございましょうか。

議長（荒川 政義君） 中野総務部長。

総務部長（中野 守雄君） お答えいたします。

まずプロジェクトということでございますが、総合計画、次年度後期計画ということでございますが、これはいわゆる策定審議会を立ち上げて、総合計画のいろんな協議・審議を重ねてまいりたいと思っております。プロジェクトを立ち上げてございますが、新しい、より効果的な施策を求めてのプロジェクトの立ち上げというのも重要なことだと思っております。

それと町有地の有効利用ということでございますが、現在、役場庁内で公有財産検討委員会というものを立ち上げております。町が所有している普通財産、行政財産すべて洗い出しまして、そのなかで極端に言えば売買できるものは、そういった競売にかけよう。あるいは有効利用でき

るものは、先ほどありました無償で貸すというような話もございましたが、そういう結構な面積がある土地については、何かそういう策がないかということで、現在、役場内ではございますが、公有財産検討委員会というものを立ち上げて検討しているところでございます。

以上です。

議長（荒川 政義君） 久保議員。

議員（17番 久保 雅己君） 総合計画並びに町有地の有効活用ということで今、御答弁ございました。

都会で申しますと、皆さん方も御存知のように東京あたりでは1時間から1時間半、これが通勤・通学エリアとされておるといいます。そうしますと周防大島町でも限られた地域、久賀から沖浦の一部だと思えますけれども、その範囲であれば十分広島、防府くらいまでの通勤は可能ではないかというふうに思われます。そのなかでの得策として、先ほど申し上げたような町の土地の有効利用ということをして……。すべてがひっかかってきますし、先ほど述べたように教育の問題、医療福祉の問題等ともすべて絡むわけですけれども、その辺から手をつけていって何かをしないと、このまま放っておくと……。デスク上で文書を作成しただけでは物事は全然進みませんし、何か思い切った得策をつくって考えて、それを町の新しい方策として訴えていくということをししないと、なかなか難しいかなというふうに私自身が思っております。

今、人口をふやすということは非常に難しいことでしょうし、基幹産業である第一次産業を抜本的に見直すということにしても、市場の問題、経済情勢をみても非常に難しいということは重々わかっておりますけれども、地域の資源や歴史文化の遺産を生かしながら、再度町の発展のために人口定住ということをもう一度真剣に考えていただいたらというふうに思います。

それと、私は常々「人が力なり」ということを思っておりますし、人が集う場所は必ず栄えてくるといふことだと思います。今後も官民一体となって知恵を絞り、あすの周防大島町発展のために努力してほしいし、我々もそういうことで協力していかなければならないと思います。

以上でございます。ありがとうございました。

議長（荒川 政義君） 以上で、久保議員の質問を終わります。

.....

町長（椎木 巧君） 次に、3番、神岡光人議員。

議員（3番 神岡 光人君） 今回は、私が所属する建設環境常任委員会の所管事項でもありません、イノシシによる被害に関する質問を行います。

通告書にも掲げておりますように、第1点目として、イノシシによる被害が最近私の生まれた沖浦地域でも頻繁に見られるような状況であります。水田を荒らされ、トタン板のさくを応急措置として素人のまねごとで設置しておりました。それでも結構費用がかかったとぼやいております。

した。これからも被害がふえてきそうな気配であります。

そこで、過去3年間の町全体でどれぐらいの被害が発生しているのか、また町単位で結構ですので状況を把握していると思いますので、数値がわかればお示し願いたいと思います。

第2点目であります。こうして増加する被害に対し、町としてどのような対策を考えておられるのか、本土ではトタンさく、電気さく、網さく等で被害対策を講じているのが見受けられますが、本町では事業実施に対し個人が負担するのか、また公的援助がいただけるのか費用面の対策方法を。また島ですので捕獲して数を減らすとか、また絶滅させることが可能のように思えますが、町としてのお考えをお尋ねしたいと思います。どうぞ答弁をよろしく願います。

議長（荒川 政義君） 椎木町長。

町長（椎木 巧君） 神岡議員さんのイノシシ被害対策についての御質問でございますが、イノシシの町内全体の出没状況、及び被害の状況についての御質問にお答えしたいと思います。

まず、出没状況につきましては、町内では島嶼部を除き全域で出没している状況でございます。

被害内容は、みかん園地、野菜畑等での農作物の根菜類やミミズや昆虫の幼虫などをねらった掘り起こし被害が年間を通じて多くみられております。また、季節によって水稻の踏み倒し及び食害、タケノコ、さつまいも等の食害が多くみられています。そのほか農業用水路・青線等の水路や農道のり面・園内道等の道を掘り起こして崩すなどの被害もみられております。

次に、農家が電気さくやトタンでの囲いなどで防御していることに対しまして、近隣の市町村の対応についてでございますが、近隣の市町村では、電気さくやトタンなどの材料費への補助を行っております。柳井市では、農家一戸当たり10万円を上限として材料費の3分の1、岩国市では農家一戸当たり年間5万円を上限として材料費の2分の1を補助しているという状況でございます。

次に、イノシシによる農作物の被害の増加に対する町の対処方針についてでございますが、本町では有害鳥獣の対策として、捕獲と防御の両面から対応したいと考えております。

捕獲につきましては、従来から猟友会と協力いたしまして、平成20年度では240頭の捕獲実績を得ることができました。1頭につきまして捕獲委託金を5,000円として、合計で120万円でございます。

なお、平成21年度ではこの委託金をもう少し価格を上げてほしいという、そうすればもう少したくさん捕獲できるんじゃないかという要望もありまして、平成21年度では捕獲委託金を1頭につきまして9,000円に引き上げを行いまして、300頭の捕獲を目指してございまして、なお一層の捕獲に努めたいと思っております。本年度の11月末現在では約140頭の捕獲実績がございまして、地区別では大島地区が50頭、久賀地区が12頭、橘地区が14頭、東和地区が64頭となっております。

また、防御としては近隣市町村で行っております農家への電気さくとかトタンなどの補助につきまして、平成22年度より事業化するように現在検討をいたしておるところでございます。

以上でございます。

議長（荒川 政義君） 神岡議員。

議員（3番 神岡 光人君） 第1点目でございますが、私が質問をしたのは……。質問もれといたしますか、過去3年間の旧町ごとの被害の頭数をお知らせ願いたいと思います。まず1点目をお願いいたします。（「捕獲」と呼ぶ者あり）3年間さかのぼっての。

町長（椎木 巧君） 地域別の捕獲実績の過去のぶん、昨年の240頭の内訳ですが、大島地区が81頭、久賀地区が2頭、橘地区が22頭、東和地区が135頭の240頭でございます。平成19年度につきましては、大島地区が30頭、久賀地区はゼロでございました。橘地区が25頭、東和地区が101頭の合計156頭です。平成18年度は大島地区10頭、久賀地区は実績ありません。橘地区が22頭、東和地区が77頭の109頭でございます。平成14年から資料はありますので、また後ほどお渡ししたいと思います。

議長（荒川 政義君） 神岡議員。

議員（3番 神岡 光人君） 1点目はよくわかりました。

2点目でございますけれど、事業実施に際し、私が申し上げたのは、個人的に負担するのか、イノシシを捕らえて何ぼの補助とかそれを聞いているんではありません。そういうところの公的援助が得られるのかということでございますので、もう少し詳しく。

議長（荒川 政義君） 平田産業建設部長。

産業建設部長（平田 好男君） 電気さく、トタン等につきましては平成22年度からやりたいというふうに、今、今回の予算で審議をお願いするところでございます。

それともう1点は、その捕獲する人材を現在、資格を取っていただくように補助をしております。

以上でございます。

議長（荒川 政義君） 神岡議員。

議員（3番 神岡 光人君） 平成22年度から助成をしていただけるということでございますので、回答は十分いただけたと思います。よろしく願いいたします。

座って言うてもいいですかね、次を……。

議長（荒川 政義君） 一応、質問は立ってから。

議員（3番 神岡 光人君） 立ってから。はい。ちょっと楽しちゃろうと思って。

町のお考え、よくわかりました。イノシシの被害対策にはトタンさく、電気さく、網さく等がありますが、絶対的な対応ではありません。電気さくは雨に弱く、そして雑草でも漏電する、イ

ノシシの突進で壊れる。網にしてもメンテナンスが必要で、作業するのに不便でどの対策も長短があります。子供を育てるように月日をかけて育てた農作物をやっと収穫というときに荒らされる。生産者にとっては泣くに泣けません。しかし、泣くしかありません。

以前は、夜間山間部の水田に侵入し稲を倒したり、畑を荒らしたりしていましたが、最近では昼間でも町中でちょくちょく見かけるようになっておるようであります。体重も100キロを越す大物もいるようで、いまのところ人的な被害は聞いておりませんが、人間を襲うことも考えられ、夜行性となると捕らえるのにもなかなか厄介だと聞いております。何か自分の話をしているようではありますが、一人で野良仕事に行つて襲われたという話も本土では聞くこともあります。人が被害に遭わないよう、出会ったときの対処法等特に子供さんや高齢者の方が事故に遭わないよう、指導・啓発を行うことが大事であります。

農作物への被害を未然に防ぐ対策とあわせて、安心して暮らせるまちづくりを目指して頑張つていただきたいと思います。

これ以上質問しても、議会広報にもほんのちょっとしか載らないので、時間も無駄でありますので、この辺で私の質問を終わります。

議長（荒川 政義君） 以上で、神岡議員の質問を終わります。

町長（椎木 巧君） 次に、7番、今元直寛議員。

議員（7番 今元 直寛君） 常日ごろから行政の皆さんにおかれましては安心して安全なまちづくりに御尽力いただいておりますことに、深甚なる敬意を表したいと思つています。本日は本町より県当局に対して働きかけていただきたく2つの案件と、町に直接お願いいたしたき案件1件を質問させていただきます。

まず、明新橋の歩道の安全確保についてでございます。

御承知のとおり明新橋は、近い将来大島を縦断する大動脈となる大島橋線の大島西側の基点であります。現在でも付近には明新小学校、郵便局、JA、山口銀行、その他各種商店・スーパー等があり、また周防大島町役場、図書館、周防大島文化センター、その他各種スポーツ施設や介護施設が密集しており、これらを利用する多くの町民の生活道路として重要な役割を果たしております。

明新橋の橋の上には、川上側に幅125センチ、高さ25センチの歩道が設けられております。この歩道を買物、通学、その他の用足しに多くの方が利用されております。町内でも有数な自動車の交通量が多い生活道路で、危険を避けるために歩行者はもちろん、自転車、電動車、車いすも歩道を利用しているのが現状であります。幅125センチ。こんなもんですね。これだけの幅のところこれだけの利用者が集中するわけでございます。歩行者の行き帰り、離合はともか

く、自転車、車いす、電動車などの離合は困難で非常に危険であります。また、これらの乗り物を利用する方々は、子供、御婦人、さらに御高齢の方が多く見受けられます。

歩道の高さは25センチ、こんなもんですけれども、進入や退出の出入り口部分ですが、かなりの急勾配になっております。車道側にも安全さくもございません。したがって、離合の時点で車道側に転落し、自動車との接触事故も想定されます。町民の方からも「大けがをするところであった」「ぶつかって車道に落ちたが、たまたま自動車がなくて助かった」との声を聞きます。また、私も自転車同士や歩行者と電動車等が立ち往生してにらみあう光景を何度も目にし、危険を感じております。

そこで対策でございますけれども、まず一つは、歩道部分は狭くなりますけれども、車道側に安全さを設けてはいかかなというふうに思います。

2つめは、最善の策としては、明新橋の川上側に現在の橋と並行して歩道の専用の橋をかけることが最も安全な方策というふうに考えます。

高齢化率が47%を超え、少子化の進む我が周防大島町でございます。高齢者や御婦人、子供さらにはハンディキャップのある方々、いわば弱者の方々が危険にさらされているのを見過ごすわけにはいかないと思います。さらに、年々増加する高齢ドライバーの安全のためにも適切な策を考えていただきたいといます。

以上、私が述べましたことの現状を、町当局は県当局に説明して、早急に対策を講じていただきたいといます。

次に、町道北二新浜線の危険緩和について、質問させていただきます。

県道大島橋線から主要県道4号線、いわゆる大島環状線に侵入または逆行する場合、町道北二新浜線を利用する車両が多く見られます。人間の心理として少しでも近道をしたいと思うのはだれにもあります。しかしながら、この道の道幅は狭く、片側には深さ約3メートルくらいの水路があり、反対側には隣接の土地と約1メートルの段差があります。御承知かと思えますけれども、道路幅は普通自動車が行きかう離合がやっとという現状でございます。ベテランのドライバーでもかなり困難な道路幅でございます。大型の自動車の進入は禁止されておりますが、普通車の進入制限はなく、進入した車両同士でこれもまた立ち往生している場面もたびたび目にしております。約1週間前ですか、離合に失敗した車両の事故があったばかりと聞いております。さらに、この道と大島環状線との交差点はかなりの高低差がありまして、見通しが悪く、大きな事故が起こらなければいいかと心配しておるところでございます。

町におきましては、この町道北二新浜線の通行量を測定し、状況によっては地元の皆さんの了解を得て、一方通行にする必要があるのではないかといます。この現状を県の公安委員会に説明して善処をお願いしたいといます。

最後に3つ目ですが、2級河川屋代川にかかる橋梁の安全対策について、質問いたします。

我が町内には多くの橋がかかっております。その橋もかなりの数が老朽化した橋であると思われます。そのなかでも、町内で最長の河川である屋代川には特に多くの老朽化した橋が見受けられます。川下の明新橋、中流の大正橋、屋代橋、羽越橋は近年かけかえられ安全は確保されているような橋もありますが、多くの橋が十分な補強もされず放置されているように見受けられます。なかにはコンクリートが剥離して、なかの鉄筋が露出している橋も見受けられ、私ども素人が見ましても相当な危険を感じております。このまま放置して使用した場合、近い将来予想されております南海地震や近年の異常気象による各地に発生しておりますような集中豪雨などが起こった場合、橋の倒壊も十分考えられると思います。どの橋も地域の皆様の生活道路であり、倒壊した場合は孤立した集落も発生いたします。

そこで、現在町当局はこのような現状をどのようにとらえていらっしゃるのか。どのような対策を講じているのか、お聞きいたします。

また、町は早急に耐震強度のほか危険度の調査を実施して、その結果に基づき、できれば優先順位をつけて対策を講じる必要があるのではないかな、というふうに思いますのでよろしく願いいたします。

議長（荒川 政義君） 椎木町長。

町長（椎木 巧君） 今元議員さんの明新橋の歩道の安全確保について、まずお答えしたいと思います。

主要県道大島環状線明新橋は平成2年にかかけかえられて、全幅員8.2メートルのうち歩道が1.25メートルであります。近年、本町の国道・県道のなかには、車いす2台と歩行者2人のすれ違いが可能となるような歩道も建設されるというふうになってきております。

道路の構造を一般的な技術基準で定めました道路構造令によりますと、歩道の幅員の定めですが「歩道の幅員は、当該道路の歩行者の交通状況を考慮し定めるものとする」ということになっておりまして、山口県もこのかけかえのときにその点を考慮して明新橋を建設したということがあります。

なお、御提案いただきました明新橋の改良についてでございますが、県の道路・橋梁では改良済みという区間になっておるわけでございますが、歩道の拡幅・改良につきましては、また歩道用の橋をかけるということにつきましては、現状をよく県のほうにも説明いたしまして、道路管理者である山口県のほうにもちゃんと確認をいただきまして、強く要望してまいりたいというふうに思っております。

次に、町道北二新浜線の危険緩和についてでございます。

御指摘の路線を通行する車両は対向車との離合が困難でありまして、県道大島環状線との交差

点の見通しの悪さなどについては十分理解していると思われ、対向車の確認など、より安全運転に心がけて通行していると理解しておるわけでございます。

今、議員さんの御指摘にありました、先日も対向車と離合時に、バックをした際に後輪を脱輪したという事故もありました。未然に事故防止をする対策として、議員さんがおっしゃられますように、一方通行にするという案がまず考えられますが、その一方通行の決定につきましては、公安委員会の決定ということでございます。

その一方通行にする場合、地域住民の皆さん方の御意見もよくお聞きしなければならないし、どちら側からを一方通行にするのか。こういうふうな関係者の同意をどこまで必要とするかなど、慎重に検討する必要がありますが、今後地域の関係者の皆様方ともよく協議をして検討してまいりたいと思います。

できれば、余りあそこを通行しないように方策をすとか、これからそういう周知もしていかなければならないのではないかと考えております。今のこの町道から先ほど前段に質問がありました明新橋を経由するということにつきまして、そんなに大きな負担がかかるということではないと思いますので、明新橋のほうを回るということがより安全ではないかというふうにも考えておりますし、そのような啓発も進めてまいりたいと考えております。

次に、屋代川にかかる橋梁の安全対策についての御質問でございます。

今年度、今行っておるんですが、建設課が管理いたします道路橋292の橋につきまして、約3,000万円幾らかけて橋梁の損傷を早期に発見して、安全な交通を確保するとともに被害防止を図るため、御指摘の屋代川にかかる橋も含めまして点検・調査の業務委託をして、この点検作業を実施中でございます。292橋あるわけでございますから、約3,000万円ぐらい、今、発注していると思います。この業務委託を実施することによって、どのくらい危険なのか、または現状で危険はないのかということが把握できるというふうに思っております。

あわせて、橋長が2メートル以上の橋梁につきまして、橋梁の点検とか補修対策を計画的に進める目的で、橋梁長寿命化修繕計画を作成する業務、これも含めて委託しているところでございます。

なお、点検中におきまして緊急の補修の必要がある橋梁につきましては、今年度予算、若干その補修費が計上されておりますので、この範囲内で実施する計画でございます。

議長（荒川 政義君） 今元議員。

議員（7番 今元 直寛君） 今、町長のお答えで、まず明新橋の現状、または過去の経緯に関しましてお聞きいたしました。ただし、先ほどもちょっと私申し上げましたように、少子高齢化、これがものすごい勢いで進んでいるわけでございます。数年前にその基準でよかったものかどうか知りませんが、現状には即していないと。あるいは子供たちに「自転車に乗って歩道は渡っち

やいけないよ」という告知、そういったものをどうにかたちでされているのか、車道を通ったら危ない、しかもあそこの道路・交差点、非常に変則な交差点になっております。よく警察のほうでの一たん停止をチェックしているという場所でもありますし、明新小学校の反対側から郵便局のほうに入るほうには歩道がないわけございまして、どうしてもあそこへ集中するというかたちでございますので、そういう「橋の上は自転車を降りて渡りなさい」とかそういった告知は必ず必要なんじゃないかなというふうに考えます。

いずれにしても、幅は狭もうございまして。その点はよく県当局にお話をさせていただいたうえで、ぜひ改良の方向でお願いしたい、というふうに思うわけでございます。

それから次の、あそこのいわゆる近道、県道の主要道路環状線に入るあの近道でございますけれども、入らないようにしようというのは、それは一番の得策、あるいは簡単な方法かもわかりませんが、やはり人間の心理としてどうしても近道をしたい・時間を短縮したいという心理は働きます。そこで法令に定めて進入禁止だとかたちをとるよりは、一方通行とかたちの方策が最良ではないかなということとしますので、これもひとつ県当局にまた折衝のほうをお願いしたいというふうに思います。

それと、屋代川にかかる橋梁でございますけれども、特に今私ども見ましても非常に危ないなと思っておりますのが、屋代川の間にかかっております吉井橋。これに関しましては、非常に危険で地元の皆さんにお聞きしましてもやはり昔から危ない危ないと言われておるんだということも聞いておりますので、この辺の対策、今御説明ありましたように調査をしているんだということでございますが、早期調査をしたうえで診断をしていただいて、町民の皆さんが安心できるような方策をお願いしたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

議長（荒川 政義君） 平田産業建設部長。

産業建設部長（平田 好男君） 明新橋の歩道の安全確保でございますが、確かにマウンドアップで非常に今では考えられないというふうな状況であります。しかしながら、今の現状でさくを設けるとするのは非常に難しいと思われまので、マウンドアップ25センチか30センチ低くなるんですけれども、マウンドアップを取り除いて車道と同じような改良ができるかと思っておりますが、そういったところの改良・拡幅につきましては、県のほうにまたお願いするということにしたいと思っております。

それと、北二新浜線でございますけれども、これもあそこに2、3件民家があるわけですが、その人の通行……、車庫等がございますので多分あそこを通行するようにしてあると思っております。本来であれば県道ができた時点であそこは通行止めにするんじゃないかなと、私は全然対象外の人間ですからそう思うわけですが、そこらで一方通行がいいのか、進入禁止がいいのか。そこらはまた関係者の皆さんに十分お聞きしたいと思っております。

それと、屋代川にかかる橋梁につきましては、耐震診断を待って、それからそれぞれ対策に当たりたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

議長（荒川 政義君） 奈良元財政課長。

財政課長（奈良元正昭君） 今の橋の補強等々の御質問がございますけれども、先般12月15日に閣議決定をされました国の第二次補正、このなかに地方に対して3兆5,000億円の財政支援をしますよと。そのなかに約5,000億円ですけれども、地域活性化・きめ細やかな臨時交付金というのが創設される予定となっております。これにつきましては、地方公共団体が行うきめ細やかなインフラ整備等を支援するという目的で交付される予定でございますけれども、そのなかのメニューに危険な橋梁の補修といったようなメニューも含まれているようでございます。これ、来年の年明けの通常国会に提出・提案されまして、こういった格好で交付されるかまだ未定ですけれども、そういった財源もまた地方に流れてくるというふうな状況でございます。そこらあたりの財源等もふまえながら、補修等々の計画を今後進めていくという格好になるかどうかと思います。

議長（荒川 政義君） 今元議員。

議員（7番 今元 直寛君） 今の橋梁の件でございますけれども、今調査をしているということでございます。タイムスケジュール的にはどういうふうな時間になっているのか、その辺をひとつお聞かせいただきまして、私の質問を閉じさせていただきます。

議長（荒川 政義君） 平田産業建設部長。

産業建設部長（平田 好男君） 期間は一応3月末くらいになっておるんですけれども、これちょっと繰り越しになるようでございます。もう少し時間をいただきたいと。数も多いもんですから、そういうことになりまして繰り越し事業ということになります。

議長（荒川 政義君） 以上で、今元議員の質問を終わります。

町長（椎木 巧君） 次に、11番、中村美子議員。

議員（11番 中村 美子君） おはようございます。11番、中村でございます。

私は役場職員の町内への居住対策について、質問いたします。

先ほど久保議員さんより定住対策について町の方針を質問されましたが、人口をふやす手立ての一つでは重複しているところがあるかと思えます。また、何年か以前にこの問題が取り上げられたことがあると聞いておりますけれども、町が定住対策として種々の政策を実施しているなかで、我が町の職員でありながら町内に居住していない職員がいるとの住民の声ですが、町民税はもちろん消費などにも大きな影響を与えていると思えます。

1点目として、町外居住の職員は何人おられるか、お伺いいたします。

2点目として、大きな災害が発生した場合、職員招集のおくれなど業務に支障が出るのではないかと心配しておりますが、そのような問題についてどのようにお考えか、お伺いいたします。

3点目として、居住の自由については憲法に保障されているので、町内居住を義務付けることができないのは承知しておりますが、町内居住について何らかの対策を行っているか、その点をお伺いいたします。

以上でございます。

議長（荒川 政義君） 椎木町長。

町長（椎木 巧君） 中村議員さんの役場職員の町内居住対策についての御質問でございます。

最初に、町外居住の町職員数のお尋ねでございますが、本年4月1日現在で、ちょっと公営企業局職員は除き、町長部局の職員でございますが29名でございます。

全職員に対する比率といたしましては9%ですが、このうちもともと町外に住所を有する職員は14名、うち保健師等その専門職でこちらに採用になった方が14名のうち10名でございます。残りの15名は従来は町内に住んでいましたが、結婚などを機に町外に転出したものであります。

次に、大災害発生時の業務上の支障及び職員の町内居住対策についての御質問に、あわせてお答えしたいと思います。

議員さん仰せのとおり、居住の自由につきましては、憲法で保障された国民の権利でございます。町職員が町外に住居を構えることについては、配偶者の勤務とか子供の教育等、それぞれの理由があろうと推察はされるところでございます。

しかし、町外に居住することによりまして、町税などといった金銭的なものばかりではなく、御指摘のように防災対策とか危機管理への影響もないとはいえませんが、この点につきましては、通常は支障のないような職員体制を整えているということではございます。

本町は過疎化や少子高齢化の解決のために、諸施策を展開していると、先ほども久保議員さんの御質問にもお答えしたところでございますが、その最前線に立つ町の職員が地元に住居するということは、まことに重要なことであるというふうに考えております。職員はこのことを当然認識すべきことであると思っております。

職員の町内居住に対する対策につきましては、法律の制限もありますので、慎重な対応が求められるというところではございますが、昨年の6月議会定例会におきましても類似の御質問をいただき、全職員に地域に奉仕する公務員として自覚をうながすための通知を行ったところであります。

今後とも、職員に対しまして町内に居住することについての重要性とか、町民の声がどのようにあるのかということをしっかり受けとめるよう啓発してまいりたいと考えておりますので、何

とぞ御理解のほどお願いしたいと思います。

議長（荒川 政義君） 中村議員。

議員（11番 中村 美子君） いろいろ防災について、最近ではこういう温暖化になって災害の恐れがいろいろと出てきておりますけれども、特に大きな災害が発生しましたときに、大橋が通行止めになった場合、そんなときにはやはり業務に支障が出るのじゃないかと、これ非常に心配しております。その点をよろしくお願いいたします。

議長（荒川 政義君） 中野総務部長。

総務部長（中野 守雄君） お答えいたします。

大橋ということですが、まず災害でもいろいろございまして台風とか交通警報、事前にわかるような災害につきましては、事前に職員を待機させます。ですから、町外におられる方もそういう担当部署におられる方はもうそのまま残っていただくというふうな、これは災害対策本部で取り決めた人員配置で体制を整えております。大橋がということですが、その際には317人のうちの約30名ですが、残りのものでとりあえず十分カバーできるんじゃないかと思っております。

議長（荒川 政義君） 中村議員。

議員（11番 中村 美子君） いろいろ、そのように今までもなっているようでございますけれども、住民の声がそういう人が何人ぐらいいるんだろうかと、いろいろ耳にして、そういう方々をできるだけ周防大島町内に職のない方がおられたり、いろいろな方々がおられるので、そういうところを特にもうちょっと町のほうでは対策できないものだろうかという声も聞いております。

そういうふうなことで、できるだけ、今はもう先ほどからどんどん人口が周防大島町も減少しているところでございますので、そういうところをいろいろと対策のひとつとしてお考えになれば、職員の方々も大変ではございましょう。子供の学校の都合、いろいろなことに対しまして、家も向こうにつくったとか、いろんなことを聞いておりますけれども、できるだけそのほうのことはこちらに親元だとかいろんなことがありましたら、そのほうから通って単身赴任では変ですけども、そのようなことも週に何日か、それをやっていただけたら大変都合がいい。親元もちゃんと大きな家もあるのにというふうな住民の声も聞いておりますので、その辺の対策をいろいろお考えいただいたら住民の方も納得いくんじゃないかというふうな、いろいろ考えております。

私の質問は以上でございます。

議長（荒川 政義君） 以上で、中村議員の質問を終わります。

.....
町長（椎木 巧君） 暫時休憩します。

午前10時28分休憩

午前10時55分再開

議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

16番、安本貞敏議員。

議員（16番 安本 貞敏君） それでは、大きくは2つほどお尋ねをさせていただきます。

まずは、ちびっこ医療費助成事業について拡大をということでお尋ねをいたします。

2つ目は、かんきつ産地における救済策はないものかということでお尋ねさせていただきます。

まず最初に、ちびっこ医療費助成事業についてお尋ねをいたします。

現在小学校6年生までの医療費の無料化が実施されておりますが、小学生をもっておられる親御さんにお尋ねいたしますと、大変助かっておるということで大変喜んでおられました。それを中学校3年生終了までの義務教育終了まで何とか延長できないものであろうか、どのようにお考えでしょうか、お尋ねをいたします。

2つ目ですが、かんきつ産地における救済策はないものか、これについてお尋ねをいたします。

大変ミカンの価格が低迷をしておる状況でございます。経済の悪化、消費の低迷、いろいろと悪いものが重なってミカンの価格が依然として低迷を続けておりますけれども、このなかにおきまして、どうしたら足腰の強い産地を維持できるか。そのような方策をどのようにお考えでおられか、お尋ねをいたします。

そのなかで、また、ミカンの価格を上げるための浮揚策ですが、こういったことについてどのように取り組んでおられるか。今後またどのように取り組んでいかれるか、この点をお尋ねいたします。

3つ目ですが、年々ミカン園の荒廃園がふえてきております。そのなかで山の高いところから荒らしてくる。それで竹林になったり、カズラが生えたり非常に見苦しいような状態の畑がふえてきておりますけれども、こういったことについてどのように対応していかれるか、お考えをお持ちか、お尋ねをいたします。

以上、よろしくお願いたします。

議長（荒川 政義君） 椎木町長。

町長（椎木 巧君） 安本議員さんのちびっこ医療費助成事業の拡大についての御質問でございますが、ちびっこ医療費の助成事業につきましては、小学1年生から小学3年生までの対象であったものを、昨年4月から小学校6年生までに引き上げたところでございます。

このちびっこ医療費助成事業の小学校3年生まで助成しておったっていうのも、これは町の独自の施策であったわけでございまして、現在県内で実施されておるのは、乳幼児対象がまず原則

だということをごさいます、これは合併時に小学校3年生までの児童につきまして町単独で実施したもんでございすが、昨年の4月から小学校6年生まで引き上げたというところございす。

生まれてから小学校6年生までのすべての子供が所得制限もなく無料化しておりますのは、県内でも本町が初めてであったということございす。

また、県の補助事業として実施いたしております福祉医療制度（障害者対象、乳幼児対象、ひとり親対象）というようなものでございすが、これを大変問題になりましたが、県は本年7月と8月から受給者の一部負担金を導入したというところございす。その一部負担金を町で肩代わりすることで、医療費の自己負担分の助成を引き続き実施しているというところございす。

これは今、議員さんからも大変皆さんが喜んでおられるということで、それはありがたい話ございすが、ただ、いずれにいたしましても大きな財源が必要だということも御理解いただきたいと思ひます。

その財源としては、どちらも再編交付金を活用しているところございすが、さらに対象者を中学校3年生まで引き上げてはどうかということございすが、特に今申し上げましたように、財源的にも大変厳しいものがあるのではないかと思っております。

今後とも医療費の一部助成をすることによりまして、子育て費用の軽減を図りまして若者定住の促進に資するためにも、県内の他の市町の状況や町の財政面等を考慮いたしまして、将来にわたって継続可能な制度として検討していきたく思っております。

今、県内の状況ございすが、小学校1年生から小学校6年生まで、ようするに県の事業に上乘せをしてやっているというところというのが、岩国市が小学校6年生まで、光市が小学校6年生まで、和木町が唯一中学校3年生まで、上関町が小学校6年生までという、今、小学校6年生までの助成をしておるのが周防大島町を含めまして4市町、中学校3年生までが和木町1町ということになっておりまして、議員さん御指摘のように中学校3年生までということになれば、非常に保護者の皆さん方からすればありがたいというのはよくわかります。

財源等も含めまして十分検討していきたく思っております。

かんきつ産地における救済対策ということございす。

最初に、ミカン価格の低迷のなかで今後における足腰の強い方策について御質問いただきましたが、昨年度末、周防大島町とJA山口大島で新たな視点に立った生産団地の再編整備に向けてということで、県のほうに要望させていただいたところございす。

本年度に入りまして、かんきつ生産団地の整備事業を推進するため、県と町の担当者がJAのかんきつ生産組合ごとに組織化とか団地化についての説明と意見交換会を開催しております。

あります。

この事業はかんきつ生産が厳しさをますなかで、かんきつ産地再生を目指したかんきつ生産団地の経営モデルづくりをして、5戸の中核農家で10ヘクタールの団地を管理するというふうなモデル農園の整備でございまして、1戸当たりの年間所得を300万円以上とするという目標を立てたモデル事業でございまして。

今後、かんきつ生産組合ごとに取り組みへの意向を確認する予定としておるところでございます。

次に、ミカン価格の浮揚策についてでございます。

景気がこのようなデフレ傾向にあるなかで、またかんきつのブランドの高い地域でも低価格に苦慮しているなか、ミカン価格の浮揚策につきましても、まことに厳しいものがありますが、さらなるこの周防大島町のミカンのブランド化やわけありミカンの栽培にJAとしても取り組み、有利販売に結び付けてもらいたいと思っておるところでございます。JAが取り組むかんきつブランド化につきましても、町といたしましても応分の支援をしているところでございますし、今後もまた支援を続けてまいりたいと思っておるところでございます。

また、県のオリジナルかんきつといたしまして「せとみ」「南津海」の積極的な取り組みも必要であります。

一方、周防大島町地産地消推進実行プロジェクト委員会におきまして、農家が価格を決定できる直売所等の可能性につきましても、今現在山口大学の農学部と連携しまして、調査をいたしているところでございます。

次に、荒廃園対策でございます。

このことにつてきましても、大変な憂慮をしているところでございます。政府におきましては、食料の安定供給を図るため、農地の貸借についての規制の見直しや有効利用を図るための政策を進めるため、農地法の改正が年内に実施されるという予定になっております。

新たに相続によって農地を取得した場合の届け出とか、遊休農地対策がこの農地法の改正によって強化される予定でございます。

また、本町では平成18年度から担い手支援センターを設置いたしまして、担い手確保のため就農塾（かんきつでは営農塾、野菜では帰農塾）、議員さんも大変御尽力をいただいたところでございますが、これを運営いたしましてUターン、Jターン、Iターンなどを対象に農業での基礎知識や技術の取得を目指しておるところでございます。塾の修了生で耕作農地を求めておられる方につきましては、農地銀行に登録された農地を照会し、貸し借りとか売買にいたっておる件数もあります。

担い手支援センターを設置して4年目でございますが、これまで農地銀行では利用権設定や売

買で38件、面積にして10.4ヘクタールの話がまとまり、荒廃を免れている状況でございます。

さらに、担い手支援センターでは大島みかんサポータークラブの調整を行っております。本制度開始以来5年目にあたる平成20年度は、サポーターが124名、延べ日数で1,075日入っていただいております。いまや周防大島のかんきつ農家にとりまして、なくてはならない存在となっておりますでございます。

制度改正による農地の確保と担い手支援センターでの農地調整やサポーター活動によって、農地の荒廃化を抑制するという事に期待をしているところでございます。

以上でございます。

議長（荒川 政義君） 安本議員。

議員（16番 安本 貞敏君） ちびっこ医療費助成事業についてのお尋ねですが、私も先般3組の家庭、子供さんを育てておられる方のお母さんにお尋ねをしたんですけども、そのうちのお一人はちょうど日曜日に子供が風邪を引いた、それで休診日に行って治療を受けたら薬代含めて約4,000円かかったということでありました。この負担も金額はさることながら、やはり負担をするのは大変らいというふうに言っておられたわけでございますけれども、できることならば何とかならまいかということでございます。聞くところによると中学生は保険をかけておられる。それで学校内でのけがとかいうものについては、その保険が適応されるということのようでございますが、家庭で風邪を引いたということになると医療費は払わなくてはならないということが、大変負担になっておるようでございます。調べたところによりますと、小学生が651名、中学生が376名という人数のようでございますが、何とかなるものなら、この中学生までひとつ手を差し伸べていただきたい。高齢者の方の医療福祉、こういったものの充実も大事だと思いますけれども、しかしながら、今からこの周防大島町を背負って立つ子供さんたちに暖かい助成をしていただければと思っておりますが、どのようにお考えでしょうか。お尋ねします。

議長（荒川 政義君） 田村健康福祉部長。

健康福祉部長（田村 敏範君） 数字的なことで申し上げますと、平成19年度までは小学校1年生から3年生までを町単独でみておりました。平成20年度になりまして、3学年ふやして6年生までを町のほうで助成ということになりました。このときは所得制限を撤廃しておりませんでしたので、ふえた年額でいきますと約200万円程度でございましたが、今年度から所得制限を撤廃いたしまして、対象者・医療費とも大幅に増加しております。ちなみに平成19年度の小学校1年生から3年生の助成のときと比べますと、今年度は推計でございますが、対象者で525人程度ふえるんでは……。それから医療費年額として約1,150万円程度ふえるんでは

なかろうかと思っております。

それと、一部負担金につきまして、これも町で全額助成ということになりましたので、このほうも今現在の推計でございますけれど、月額100万円から120万円程度、年額にして1,200万円から1,400万円程度かかります。

両方あわせて、今年度は平成20年度よりは2,000万円から2,500万円程度増額になる予定でございます。

そういう急激な増加というのを見据えておりますので、本年度、来年度というぐらいは、今、どれくらい医療費が実際かかるものかというのはやってみないとわかりませんので、すぐにということにはならないと思います。

それから、行うということになりますと、将来的に財源がないからやめるよというのなかなか難しい面もございますので、継続してできるようにある程度財政面というのでも検討していかないといけないと思いますので、今しばらく検討させていただきたい。かように思っております。

議長（荒川 政義君） 安本議員。

議員（16番 安本 貞敏君） ひとつちびっこ医療費の助成については、どうか前向きに御検討いただきたいと思います。

次の、かんきつ産地における救済策はないものかということについて、お尋ねをいたします。

椎木町長さんも家に帰られて地下足袋をはかれたら、地域のリーダーとして非常に立派な人格の方でございます。また、執行部の方々も家でミカンをつくっておられる方はうすうす感じておられるんじゃないかと思うんですが……。といいますのは、先ほどからも話がございましたけれども、地球の温暖化でミカンの浮き皮が多くなっておる。青島という品種がありますけれども、これはレギュラーよりも高く売れておるんですが、このミカンが浮かない（浮き皮になりにくい）ということであったんですが、最近ではところによりますと、1本丸ごと「ポカ」という言葉で表現しておるんですが、ポカというものが多くなっております。これは安下庄地域で今までの販売でいきますと、ほとんど浮いたものは原料ということになります。御承知のように出荷用の箱に入れて1杯20キロ出しても、第2選果場管内では100円です。だから、もいで貯蔵庫に入れて、出して、1杯100円ということになると、非常に農家は不安定な所得になるわけです。

こういったことからミカンの産地にとって、あるいは担い手にとって、生産者にとっては大変この今の厳しい情勢のなかで生産をしておるわけなんです。

これも御参考までになんですが、広島県の呉というところがありますが、大体広島は早生・中手の産地であったそうですけれど、方向を変えて一農家がアボカドをつくり始めた、このようなこともある。さらに、この大島郡内でもですが、パパイヤをつくっておられる、というような非常に

亜熱帯植物あたりがこの辺で栽培できるようになってきておる。これが先ほど申し上げたように、ミカンの浮き皮につながって価格・品質を下げておるといふことでもありますので、今後のひとつの、先ほど町長さんもお答えしておられたように、「せとみ」「南津海」いろんなものも含めたもので、従来からの温州ミカン、早生ミカンというものだけでなく、何か幅広いもののお考えはお持ちかどうかお尋ねいたします。

議長（荒川 政義君） 平田産業建設部長。

産業建設部長（平田 好男君） 先日、私、NHKの7時半からのテレビを見よりましたら今の浮き皮の問題がありまして、だんだん北のほうへ産地が移っていきよるといふことを言われておりました。いろんな作物があるわけでございますけれども、これを町が主体になって「それじゃ、これをやれ」といふのはなかなか難しいところがあると思っております。こういう面につきましても、農協等と連携を取りながら進めてまいりたいと思っております。

議長（荒川 政義君） 安本議員。

議員（16番 安本 貞敏君） 今もおっしゃられたけれど、新潟の佐渡でミカンの栽培が始まったと。こういうような状況を聞いておりますと、先ほどから申し上げておられますように、やはり今までの周防大島町、大島郡はどこにもないミカンの銘柄の産地だと。こういうことで、非常にしっかりしたのれんをもっておりましたけれども、それがやや、私は傾きかけてきておるんじゃないかならうかと思えます。

どうかまた、試験場とか農協とかいろんなところとひとつ連携を取って、何でもかんでも出してきたら苗木には補助するといふものは少し見直しをかけていただいて、選択をしていただく必要があるように思いますから、今後ともよろしく願いいたします。

以上で終わります。

議長（荒川 政義君） 以上で、安本議員の質問を終わります。

町長（椎木 巧君） 次に、8番、広田清晴議員。

議員（8番 広田 清晴君） 私は今回、3つの視点から一般質問を行いたいというふうに思います。

まず第1点は、町長の政治認識と対応を問うものであります。

今回、鳩山民主党政権が誕生しましたが、私たちはこの政権の位置づけとして「過渡的政権」、このように考えております。もう1点は、選挙政策（マニフェスト）が全面的に指示されたとは考えておりません。

町長の民主的政権の認識を問います。

2点目は、自公政権が行った再編交付金、これは今までも議会でも言ってきましたが、国と地

方自治体、このあり方を大きくゆがめたと、私はこのように位置づけております。当時はお家取り潰し、いわゆる気に入らなければ金を出さない、いう格好で地方自治体に対して取り扱うことは大きな誤りだ。こういう言い方をしました。私は改めて小泉首相以来の交付税の大幅カット、これを元に戻せば周防大島町の独自のまちづくり、これは十分可能である、このように考えております。

再編交付金に頼らないまちづくりという点で、改めて再編交付金または地方交付税等についての認識を問います。

3つ目は、町長自身が自分自身の手で今から過疎計画等をつくっていくわけです。それで基本的には民主党政権のなかで、例えば5カ年になるか、延長になるのか、それはまだ今決まっております。そういうなかですが、やっぱり基準として町民の皆さん方の意見をお聞きすると、こういう立場からいけば、やっぱり旧4町単位でそれなりにきちっと町民の皆さんの声を聞くことが大事でないか。かつて中本町長時代に移動町長室みたいなかたちでやられたことがありました。そしてまた、もう一方、いわゆるコミュニティに関する自治会長さん方単位でやられたことがありました。しかしやっぱり直接聞くことの利点は、私はかなりあるというふうに考えております。その点で町長の過疎計画をつくるなかでの町民の皆さん方の意見を聞くことをあわせて、説明責任を果たすというかたちでの考え方について認識を問いたいというふうに思います。

次に、大きな柱として、公営企業局職員の待遇改善について質問をします。

御承知のように、職員の皆さん方は公営企業法のなかで実際的には職員の身分の取り扱い、これは労働環境の特例が36条、職階制が37条、給与が38条、それで39条のなかで地方公務員法適用除外ということになっております。

私が今までも言ってきたのは、やっぱり労働組合が基本的にはその職場の待遇改善の核になるということを書いてきました。また、国の政策の大きな誤りのなかで、医師確保の困難性、また看護師確保の困難性、これについても書いてきました。

しかし、今回、改めて問う視点は、今現実に公営企業局なのに労働組合がありません。そういうなかで、どう待遇改善をするかということを考えるならば、実は労働条件の大きな部分を占める給与関係、これについて議会承認という、いわゆる条例取り扱い、これでもやっていかんと労働組合がないなかでは歯止めがきかんののではないかという恐れがあります。その点で真意を問うものであります。

次に3つ目の柱として、地元業者の育成とモラルの確立について問います。

今、国・県が導入しようとしている公共事業の入札において、総合評価方式なるものが取り入れられようとしております。しかし、町村レベルでは、職員体制が不十分で実際的には困難ではないかということが一般的にいわれております。

この点について、担当課もしくは町長の考え方を聞いておきたいというふうに思います。

2点目は、現在の入札結果から見ると、私はいつも入札の質疑のなかで言うんですが、実は入札状況が余りにも結果として固定化されている。例えばAランク、Bランク、Cランクの状況をいうと、実際的にはAランクは90%をいつも超えるような状況で入札結果が行われる。そしてまたBランク・Cランクについてはいつも最低制限価格で入札してくじ引きということが余りに続いてくると、何か手を打っていかにかいけんのじゃないか、新たな手を打たにか、とてもこういう状況は克服できないのではないかというふうに考えております。

この点で認識を問います。

それと3つ目として、施工体制の適正化。

これは担当職員、町長も常に努力しなければならない課題、このように考えております。例えば、一括下請けの全面禁止。施工体制の台帳の写しの提出を求めることや、現地において施工体系図、掲示等、指導の状況について。私はこれらは町に届け出のない下請け契約があった場合に、事故があったときどこが責任を取るのかということが発生します。この点で仮に事故が発生したときは、それじゃどこが責任を取るんですかということになります。

この点を克服されるためにも、そういう体系図やきちとした下請け契約、これは私は当然のことだというふうに考えておりますので、この点で改めて町の考え方を聞きたいというふうに思います。

それと、管理技術者の設置についてであります。町のほうは途中変更原則禁止ということになっております。実際的には例外規定として死亡・疾病退職、真にやむを得ないものということがいわれております、皆さん方の規則のなかに。実際的にここで起こるのが、例えばこの点であまいな取り扱いをやったときに非常に企業間同士で差が出るという可能性がありますので、この点についての考え方を聞いておきたいというふうに思います。

以上です。

議長（荒川 政義君） 椎木町長。

町長（椎木 巧君） 広田議員さんの幅広い御質問にお答えしたいと思います。

広田議員さんの民主党政権に対する御認識は過渡的な政権と位置づけて、選挙政策が支持されたものではないという御認識だという、今御指摘がありました。

そこで、私の民主党政権へ対する認識を伺うという御質問でございますが、私は今回の政権交代が実現したのは有権者の皆様方の多くの皆さんが社会の不安感とか閉塞感、格差に効果的に対応できない前政権、すなわち自民党政治そのものへの不満がずっとうっせきしてあったのではないかというふうに考えております。民主党へのなだれの現象を見れば、政権政党としての実績、または経済対策の継続性そういうものよりも、政権交代による変革への期待感が圧倒的に勝って

いたのは明らかであります。多くの皆さんの思いを真摯に受けとめられ、真の政治改革や行政改革、地域主権を実現される政府でありますように願っております。

総選挙において、マニフェストでは「地域主権の確立」「地方自主財源の大幅拡充」「国と地方の協議の場の法制化」など地方の立場からは大いに期待するものでありますが、他方、暫定税率の廃止に伴う自動車……。ま、ちょっと昨日から少し変わってまいりましたが、暫定税率の廃止に伴う自動車重量税の各交付金の大幅な減額に伴う補てん措置が不明であるということがあったり、子供手当の創出に伴いまして、その財源の一部に地方負担を求めるといようなことも検討されているやに聞いております。また、後期高齢医療制度の廃止など多大な市町村に対する大きな影響が出るものも、そういう政策についても依然として不透明なままであります。さらには、事業仕分けで地方交付税に政府の抜本の見直し改革を行うという表決がなされるなど、地方財政対策がどのようになるのか、ここも大きな不安をいただいているというところでございます。

次に、米軍再編交付金・地方交付税の認識についての御質問でございます。

まず、再編交付金は御存知のように、駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置を10年間の時限立法によるものでございますが、米軍再編により影響のある地方自治体に交付されるもので、本町では平成19年度から交付を受け、ちびっこ医療費の助成事業、防災・防犯関連事業、観光振興事業、教育関係施設整備事業などに活用しているところでございます。

次に、地方交付税についてのお尋ねでございます。

議員さん御指摘のとおり、平成16年度から三位一体の改革によって地方交付税と臨時財政対策債の大幅な削減が始まりました。このため基金を取り崩したり、人件費の削減などあらゆる経費削減で、しのいできたところであります。昨年度から普通交付税につきましては、若干増額されつつありますが、特別交付税とか臨時財政対策債を入れた公儀の地方交付税につきましては、依然としてこの三位一体改革前よりは大幅な削減状態でございます。三位一体改革以前に復元するということは、財政の健全化、自主的なまちづくりに必要不可欠なことだと考えております。

しかしながら、現在の普通交付税は、合併算定外の交付基準での交付をいただいております。この特例が終了するまでには、何としてもさらなる財政の健全化を達成しておかなければ、そのあとのことが非常に心配だというふうに思っております。それまでにさらなる財政健全化を達成するべく努力をしていきたいと思っております。

次に、過疎計画についてのお尋ねでございます。

現在、私たちが得ておる情報では、総務大臣は来年3月末に期限切れとなります現行の過疎法にかわるものとして、新たな法案について、法案の内容はまことに不明であります。来年の通常国会に提出するという報道しか承知しておりません。町民の皆様の声を聞き、計画に反映するということは、まことに当然のこととございまして、議員さんの御指摘のようなシステム、また

は提言とか提案とかパブリックコメントとか、そういう懇談会とかいうふうなものを含めまして、そういう公聴制度を活用して住民の皆さん方の御意見をこの計画に反映していきたいというふう
に思っているところでございます。

2番目の公営企業局の関係につきましては、のちほど企業局のほうから説明をいたします。

次に、地元建設業者の育成とモラルの確立ということでございます。

まず1点目の、国・県が導入いたしております総合評価方式についての御質問でございます。

この総合評価方式とは、価格のみの競争ではなくて、品質と技術力といった価格以外の要素も含めまして、総合的に評価し落札者を決定するものでありまして、入札金額の低い者が必ず落札をするということにはなりません。

御質問にあります町村での導入が困難であるということは、特に認識しておるわけではございません。現在、実施に向けてのもろもろの課題について、精査・検討中でございます。

もう1点は、町の導入について困難であるという認識以外にも、その入札に参加する業者さん方の認識が非常に大事になってくるということでございまして、みんなが、この制度がちゃんとした公平公正な制度であるということをもまず認識いただくということであれば、制度を導入した後もいろいろな不平・不満・不安といいますが、公正ではないのではないかというふうなことが出る可能性がありますので、そこら辺は十分精査・検討し、また周知も図った上でないと、なかなか導入できないのではないかというふうに思っておるところでございます。

それともう1点、やはり中小の事業者さんには適用されていない部分がたくさんあるんですが、例えばこれを中小の業者さんにこれを適用するということになりますと、やはり業者さんのほうの体制の整えというのも十分見極めたうえでないと、なかなか難しいのではないかというふうにも思っておるところでございます。

2点目の、ランク別に異常な格差がある状況の認識についての御質問でございます。

御承知のように、入札の指名につきましては、業者をまずランクごとに分けまして、事業費による枠のなかで指名をいたしておりますが、入札結果で判断すれば工事ごとに高い落札率もありますし、最低制限価格での落札もございます。

しかしながら、工事によっては業者等の事情もあり、落札率に差が出るということは当然あり得ると思っております。

今、議員さん御指摘のように、すべてそういうふうになっているというふうには決め付けることはできないのではないかというふうな感じしております。

3点目の、一括下請けの全面禁止などの御質問でございます。

これらにつきましては、当然のことでございます。建設業に携わる業者につきましては、建設業法等に基づき工事を施工するものでありまして、落札後に提出されます書類等におきまして

厳格に審査を行い、不備があれば訂正を求め、工事中も監督者が随時確認・指導を行っているところであります。

4点目の、管理技術者についての認識と指導状況についての御質問でございます。

これも3点目の質問とまったく同じでございます。建設業法に定められている事項でありまして、提出される書類等につきまして、審査、現場での確認については随時行っておるところでありまして、さらに厳格さを保っていきたいというふうに思っておるところでございます。

議長（荒川 政義君） 石原公営企業管理者。

公営企業管理者（石原 得博君） 広田議員さんの公営企業局職員の待遇改善についての御質問にお答えいたします。

給与規定を条例化することが必要との御指摘ですが、地方公営企業法第38条第4項に「企業職員の給与の種類及び基準は条例で定める」とあり、当局でも条例化しております。

ただ、国からの基本通達として「給与の額、支給方法等の細目事項は管理規定で定めるものである」となっているため、規定となっております。

理由としましては、企業として迅速性を高める等々が考えられております。

参考までに、県内・県外の企業会計規則を当たってみました。給与の額等を定めているのはすべて規定でございましたので、御理解賜りますようお願いいたします。

それともう1点ですが、確かに労働組合は当局にはございませんので、人事院勧告にともなう給与等の変更があった場合には、院長・事務長・看護長会議で伝えておりますし、部門ごと（薬剤部門・検査部門・放射線部門等）での会議で連絡して理解を得てもらっています。

以上です。

議長（荒川 政義君） 広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） まず第1点、町長の政治認識と対応等々というところですが、町長も答弁されたように実際的には余りにもひどい政治、これがなだれをうって、いわゆる民主党指示方向に流れた。これが一定の方向性が、やっぱりだれが見ても明らかだろうというふうに思います。

そういうなかで、町長も危惧しておられた限界、限界といいますが実際的にはどうなるかわからんと、今の現状については私らも危惧しておる部分はかなりあります。いいのですが、事業仕分けについてもかなり本来的部分にメスを入れずに、実際的には事業仕分けから外すというふうな事態とか、実際的に今まで公約、マニフェストで上げておるが、例えば必要性のないものまでマニフェストにとらわれて、それを予算計上する愚かさとか、私らはそういう点はかなり危惧しております。

しかし、それにしても1点目で町長の民主党政権の認識を問うという欄では、やっぱりある程

度前進部分も発生する部分、これがあるのではないかというふうに考えております。それは、基本的には予算を通じて執行するわけですから、今度の民主党政権の初めての予算は今月末（12月末）ぐらいに案ができれば早いほうだということがいわれておりますし、税制大綱についても18日ぐらいがぎりぎりではなからうかということをお願いされておりますので、今で判断するのは難しい、事実即して判断するとしたら非常に難しい部分があるというふうに思いますが、民主党政権がかわって前進した、いわゆる評価する部分として、どういう部分があるというふうにとらえておるか聞いておきたいというふうに思います。

議長（荒川 政義君） 椎木町長。

町長（椎木 巧君） 民主党政権になってからどういうことが評価されるかという御質問ですが、まず私だけの認識ではなくて、皆さん方と共通する認識だと思いますが、非常にこれを見て情報公開というかどうかは別ですが、今までの予算の策定、または査定段階のことが非常にあからさまになってきているということ。また、この予算の流れ、各省庁から出てちゃんとした、どこまでが執行されるかという、そういうふうな流れにつきましても、非常に明確になってきたということでございます。

そのなかで、例えば天下り団体に対する予算がこのように流れておると。実際には中抜きをしたほうがいいのではないかというようなことも、こういう政権交代のなかで明らかになってきたというようなことにつきましては評価できるというふうに思っております。

もう1点。無駄遣いの全面的な排除ということでございますが、これも今のような予算の編成段階・査定段階でそこらが見えてくるということから、おのずと無駄ではないかということも見えてくるということからして、そういう面では非常に評価されることもあるというふうにも思っております。

議長（荒川 政義君） 広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 次に、再編交付金等について、先ほど交付税等について認識を問いました。実際的に私の再編交付金に対する認識と椎木町長の再編交付金に対する認識、これは当然違いがおのずとあるというふうに思うております。

いいのですが、私たちは基本的には再編交付金のあり方としては、非常に地方自治体と国とのあり方をゆがめるものだというふうに考えております。例えば、この再編交付金が国のいわゆる言い分を聞かなければ、お金を支払わないという理屈になっております。この点については、条文上どういうふうに考えておるのか。これを異常とは考えられんか、その点について聞きます。

議長（荒川 政義君） 椎木町長。

町長（椎木 巧君） 米軍再編交付金制度でございますが、先ほど申し上げました特別措置法によってこの再編交付金が支給されるということになったわけでございますが、今、議員さん御

指摘のように、国と地方の関係をゆがめたということですが、この再編交付金、要するに、特別措置法を議論されるなかでは、さまざまな意見があったというふうにも承知しております。しかしながら、それが長い経緯のなかで米軍再編を着実に推進するという閣議決定から来て、この平成19年にこの交付金制度（特別措置法）が制定されたということからすると、国会のなかでは十分な議論が進んで、そのなかでこういう法制定がなされたというふうに思っておるところでございます。

今、議員さんが御指摘の部分につきましては、新しく再編の米軍基地を受け入れるとか、受け入れないとか、こういうことを表明するとか、それに容認するとか、しないとかということによって、再編交付金を支給するとか、支給しないとかということが、今、議員さんの御指摘の懸念ではないかというふうに思っております。

この法律のなかを読みますと「受け入れを表明すること」「環境影響評価に着手すること」「施設整備に着手すること」「再編の実施」とこの4段階を受け入れの進め具合に応じて金額がふえる仕組みになっているというふうにも明記されております。ただ、これはこれをもってそういう誘導策かどうかというのは、ちょっと何とも私のほうから申し上げることはできないんじゃないかと思っております。

私たちは、この制度を支給される市町村として対象になったわけでございますから、できるだけ有効に活用して住民の福祉向上につなげていければというふうに思っておるところでございます。

議長（荒川 政義君） 広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） もう1点。再編交付金について、今、答弁がありました。今、再編交付金、町長自身がそのゆがみについてどうこう言えないという立場のように全体として、私自身はとらえました。実際的にゆがみについて、新しい政権が再編交付金についてどういったいいよるかという点については、岡田という外務大臣、もう一人防衛大臣ですか、どなたかちょっとど忘れしましたが、北澤ですか、防衛大臣、二人に聞いておりました、マスコミが。そのときに「やりすぎですね」と、この再編交付金のあり方。これはこういうずばりマスコミに載っておりました。新聞紙上に。

そういう認識に立てるのかどうなのか。その点が今から先いろんな角度から議論の基本になるというふうに思いますので、例えば椎木町長自身が国のかつて閣議決定された中身のひとつとしてある部分、これについて長い議論があったと言われるが、決して長い議論のなかで再編交付金が出たわけじゃないと。いわゆる再編交付金制度そのものは、法律的に長い議論があつて出たわけじゃないというふうに考えておりますが、椎木町長が本当に新しい外務大臣が言った国として地方自治体に対して再編交付金のようなやり方、また岩国に行ったような実際的には補助金の約

束をしとって、再編交付金ということで地方自治体に揺さぶりをかけて、岩国を変えていったという流れ。これは客観的事実ですから、町長自身が、その流れに対して椎木町長がどのような認識をしているのか、再度お聞きしたいというふうに思います。

議長（荒川 政義君） 椎木町長。

町長（椎木 巧君） この法律に基づいて再編交付金は支給されておるわけでございます、現然として法律はできて執行されておるわけでございます。私たちはこの法律を基に行政事務を行っているということでございますから、この法律の出来がよかったのか、悪かったのかということはなかなか私のほうからは難しいと思いますが、私たちは今ある制度のなかでできるだけ周防大島町にとって役に立つものであれば活用するというふうに考えているところでございます。

外務大臣とか防衛大臣がやりすぎだというふうに言ったというお話でございますが、そういうことによりまして、この法律が例えば改正されるのであれば、それはその法律の制定過程、または改正過程を見極めなければならないというふうには思っております。

もう1点、岩国のことでございますが、当時を振り返ってみますと、岩国市というのは当然岩国市議会も含めまして、大変厳しい、困難な状況に陥っておったというふうに認識しております。結果的には庁舎の補助金も交付されたわけでございますが、そのやり方につきましてとか、そのことにつきましては他の自治体のことでございますが、結果的には出ておるということで、それは岩国市の選択だったんだなというふうに思っております。国のほうがそういうふうなことで強制的だったかどうかということにつきましては、私のほうからはちょっと申し上げにくいというふうに思っております。

議長（荒川 政義君） 広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 最後になりますが1の2項です。再編交付金絡みであります。

私が町長のほうに認識を問うたのは、まちづくりの基本方向として、地方交付税を元に戻しなさいと。そういうなかで再編交付金に頼らんまちづくりという方向性は今後とも打ち出していけるのかどうなのか、町長自身が打ち出していこうとするのかどうなのか、端的に問いたいというふうに思っている。確かに、来年度予算を見ると基本的には歳入、税関係で37兆円とか、それで44兆円の国債の歯どめとか。そして埋蔵金が10兆円くらいなけりゃ予算が94億円以内に収まらんとか、いろんな新聞紙上が出ております。しかし、地方と町との基本的なあり方として、やっぱりきちっと地方から再編交付金に頼らんまちづくりのなかで、かつての平成16年以前の地方交付税の状況に戻せという方向性を、国に対して言う勇気があるのかどうなのか。それを聞きたいというふうに思います。

議長（荒川 政義君） 椎木町長。

町長（椎木 巧君） 地方交付税を削減されてとありますが、当時三位一体の改革の発表があ

ったころ、平成14年ぐらいに発表があって平成16年からが実際の削減になったわけですが、当然三位一体ですから補助金と税源移譲と交付税という3つがセットになっておったということで、当初聞いたときは非常によさそうだというふうに私たちも思ったわけですが、結果的に平成16年になってから現実になってみますと非情なものでございました。そのことは何と言いましてもこの地方交付税の性格としまして、地方の私たちのような財源の少ない自治体の固有の財源であるということからして、そのようにこころ変わるというのは非常に不安な状況でございます。安定的な財源として地方交付税はちゃんとした措置がされるべきだというふうに思っております。

そうしたなかで、町の財政をちゃんとして健全化する。健全化するということは、起債の残高を減らすこと、または基金をある程度積み立てること、または借入れを減らしていくことというなかでちゃんとした一定水準のまちづくりができるというために、一応交付税は措置されておるといふふうに思っておりますので、そのような不安定な状況で地方交付税がいじくり回されるというのは非常に私たちは不満でございますし、今、国に要望するののかということがございましたが、11月に行われました全国町村長大会でも、第1番に地方の安定的財源を確保すべきだということも決議されておりますし、当然今から政府のほうでは地方と国との協議の場が設けられるということもございます、全国の町村会、全国の町村議会議長会でもこのなかに入っておるわけでございますから、当然国に強力に要望していただけるものだというふうに思っております。

議長（荒川 政義君） 広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 過疎計画についての町民の声を聞きなさいという点では、それなりに評価できる答弁だったというふうに思います。ぜひあらゆる場面を通じて町民の皆さん方の意見、これをストレートに聞いていただきたいというふうに思いますし、また意見を聞くことによって、執行部体制も十分な確立になっていくんじゃないかというふうに思います。

ただ1つだけ言うときたいのは、やっぱりまちづくりの基本方向で財政調整基金等がいろんな運用があるなかで、当時から大きく変わっておるといふ部分も、私は明らかにしておかなきゃいけないというふうに思います。合併当時、財政調整基金の状況が約6億円余りではなかったかというふうに思います。そしてこの間、先の議会答弁を聞くと、大体瞬間風速で16億円ぐらいになったという報告がありました。瞬間風速という言葉を使こうて悪いんですが、それしかいいようがないということでもあります。このほか10億円ふえたいわゆる4億円部分については、私らもある程度わかっております。あとの6億円余りは、やっぱり私はかなりの無理をしながら財政調整基金を積み立てていったんじゃないかという危惧をしております。

いいのですが、中本町長、そして椎木町長になって実際的には住民負担が一方ではかなり上が

ってきたというのも事実ですし、サービス部門が落ちていったという部分も客観的事実として存在しますので、やっぱりそういう辺も改めて町民の皆さん方とよく議論するときには、いろんな施策とともに財政状況もひとつの大きな柱として報告されるときがあるわけですから、ぜひそういうところも含めて率直な議論をされたらいいんじゃないかというふうに思っております。

それで答弁があればお願いします。

議長（荒川 政義君） 奈良元財政課長。

財政課長（奈良元正昭君） ただいまの御質問で議員さんから、財政調整基金が合併時より非常に多額に膨らんできているんじゃないかというような、それを有効活用すればというような御質問だろうと思いますけれども、一つの例で答弁させていただきますけれども、確かに現在、周防大島町は瞬間風速というような言葉が使われましたが、約16億円の財政調整基金ということで、よく議員さんが柳井市を例にとって柳井市の財政調整基金に比べて非常に多額になっているということも御指摘をされますけれども、これは平成20年度決算等々を踏まえての答弁になりますけれども、確かに柳井市の財政調整基金の残高は8億1,000万円ばかりになっております。周防大島町は平成20年度決算では約14億円というような状況でございました。私どもなぜこういったような財政調整基金を積んでいくかということですが、御承知のように、先ほど町長の答弁にもありましたが、現在は周防大島町合併の算定外ということでの旧4町が存続していたことをベースにした地方交付税、普通交付税を交付されております。これが平成27年度以降順次削減をされていきます。本来周防大島町が交付されるべき地方普通交付税になります。その額がどうかといいますと、現在交付されている額より約14億円近く減額になるということでございます。これに対して柳井市では約4億円しか減額にならないといったことであります。そういったことを踏まえますと、柳井市が8億円の財政調整基金といいますと、単純にいうとその減額になるものの倍の財調を持っておるわけでございますから、それを単純に率で申しますと周防大島町は14億円の交付税の減額になるということであれば、財調は倍の28億円でもということが、そういった見方もできるということでございます。

そういった長い目で見た財政運営も我々には行っていないと、持続可能な財政運営・住民サービス、福祉の向上なりといったことも不可能になるということも危惧されるわけでございますから、そういった財政運営に努めておるということでございます。

議長（荒川 政義君） 広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） もう合併する前から大体今の交付税のあり方、10年たった段階的に落ちるよということはもう明らかなわけなんです。いまさら明らかにせんでもええわけです。

ただ、そういうなかでも私が言いよるのは、予算の単年度主義と基金のあり方。そういうなか

で、客観的にそれは当然交付税が国との約束で落ちていくかもわかりません。しかし、基本的には私はある意味では予算の大原則である単年度主義、これをどうとらえていくかという点を私は考慮しとかにやいけんのではないかというふうに思います。基金というのは確かに多年度に渡って運用可能な側面がありますが、やっぱり予算原則からいうたらある意味予算の単年度主義、これは当然考えるわけですから、その辺もやっぱり冷静に予算状況をみながら……。かつてかなり予算が厳しいから厳しいからということで一般職員自身もかなり危惧した時期も客観的にあったんで、その辺はやっぱり私はそれは違うんじゃないという立場が一部ありますので、その辺は町長並びに財政課がきちっと説明していけば、私はもっともっと違う労働意欲のする体制がつかれるんじゃないか。部内においても、ただ単に厳しい、厳しい言うだけでは労働意欲もわいてこないよという点もあるんじゃないかという点は、財政当局または町長自身がとらえていく必要があるというふうに考えております。

まあ、椎木町長1年目ですから、厳しい厳しいという表現が何回あったかはしりませんが、もちろんそれについても一応枕詞でいう財政が厳しい厳しいちいう表現だけでは、各種団体含めて元気でん状況が発生するんじゃないかというふうに思いますので、特に注意をしていただきたい。やっぱりその辺は、財布の紐をゆるめれという発想ではなしに、全体を見るという点にちょっと力点を置いていただきたいということを言うちょきたいというふうに思います。

次に2点目に入ります。企業局のほうは、通達等で給与部分についてはわざわざ条例化せんでいいよということが言われましたし、他の県内の企業局を報告しながら、実際的には条例化しておる企業局はないという報告がされました。

しかし、実際的に協定で十分だと。条例にしたらいけないんだという規定というふうに、例えば先ほども答弁にありましたが、条例化したら緊急性（即効性）が対応できないと、職員給与について対応できないといいますが、例えば地方公務員法のなかでは、年に1回議会の承認を得なさいと。これは地方公務員法の趣旨なんです、給与に関する部分で、年に1回の議会承認が決して即効性ができん、例えば他の予算は違いますよ。予算執行については違う部分があると思いますが、年1回議会に承認を求める、地方公務員法ね。それで公営企業法のなかではそういう除外規定もあるし、通達もあるということだが、決して条例化して即効性がないというふうには、私はとても思えんのですが、その点についての考え方を聞いておきたいというふうに思います。

議長（荒川 政義君） 河村公営企業局総務部長。

公営企業局総務部長（河村 常和君） 公営企業法の迅速性という部分でございますが、平成16年10月に公営企業法の全適で公営企業管理者を設置しての運用ということで、そのなかにおいて企業管理者の責任と権限というものがあると考えております。確かにその時点での労働組合の設置等がなされずに現在に至っておりますが、当公営企業局におきましては労働基準法の適

用部分もございまして、時間外協定について等が4月に協定をし、労働基準監督所に出します。御指摘の迅速性の部分では3期にわたる赤字がございましたけれども、そういった部分での本来のもう少し踏み込んだの迅速性を出せ。経費の軽減とかそういう部分がという審査にもなるかもしれないけれども、そういった部分ではなく、先ほどの公営企業管理者の責任において町との横並びの改定ではございますが、そういった部分を補正でお示ししながらやっていっているというなかで職員の何とかモチベーションを保ちつつとっておりますんで、そういった部分での、またさらなる町との横並び的なところの部分といいますか、協調性等を考えながらもいかなければいけない。町には赤字という部分の発生がそれほどないかもしれませんが、公営企業局においては端的に赤字というものが金額で出てしまいますし、先般の補正で御指摘のありましたように、予測として2億円近い赤字が出るということに対する、もう少し踏み込んだ改正もしないのかという部分でしょうが、これは公営企業管理者の責任の範囲内で考えさせていただければと考えております。

議長（荒川 政義君） 広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 公営企業法全適のなかで、諸矛盾があること自身は私自身も認識しております。ましてや労働条件の改善等については対応する労働組合がないというなかで、端的に言えば、なかなか企業局そのものが対象相手がいないということで、私自身も通告にあるように、1日も早く公営企業局のなかに労働組合が協議の対象団体としてできるということは望んでいます。

やっぱりこれは上から目線ではなしに対等な協議。これがやっぱり労働組合の一番よいところですから、上から目線ではなしに対等な協議ができる労働組合。これはどうしても必要な組織形態だというふうに思っております。

今答弁があった1点ほど、答弁のなかで聞いちょきたいんがあります。

いいのですが、今、部長のほうで答弁のなかで労働基準法等について一定程度届出したと。協定協議を結んだと。その部分についてわかっている範囲で答弁を求めておきたいというふうに思います。

議長（荒川 政義君） 河村公営企業局総務部長。

公営企業局総務部長（河村 常和君） 労働協約は時間外協約ですが、これは各病院において病院の院長が職員の代表を決めていただいて、その代表と話し合って年間の時間外の範囲内をこのように決めようという協定書を労働基準監督所に出すようになっております。

また、先ほど御指摘の労働組合につきましては、当局のほうでは関与できない部分ですので、議員さんも御理解いただいていると思っております。

議長（荒川 政義君） 広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 私自身は自分たちの労働条件改善はどのような職種であれ、どのような形態であれ基本的には自分たちの待遇改善、これは労働組合を結成して高めていくという方策しかないわけです。私たちが議会で言うのは、あくまで外からという段階です。ぜひとも私自身労働組合をつくるべきというのは、十数年前以来です。周防大島町に労働組合ができる段階で2回目ではありますが、ぜひそういう方向が打ち出される場が、いうふうに期待をしております。

また、全適のなかで「企業管理者がすべての責任を負う」という、項目では14項目か15項目ありました。やっぱり実際的にはそれを、全適を有利に活用できる部分もあるし、マイナスの部分も当然あると思うんで、企業管理者のほうで精査していただきたい。このことをお願いしておきたい、ということで次の質問に入りたいというふうに思います。

次に建設にかかわる部分で聞いておきたいと思います。

まず1項目、国・県が導入している公共事業入札の総合評価方式。これについても町長自身が先ほど、入札に参加される業者さんにしっかりとした認識を持っていただかないと、いろんな困難が起きるといことも言われました。そのなかで私が心配しておるのは、制度としてこうやろうとしたとしても、十分な検査員とか、これは職員の配置ですね。こういうようなもんもきちっとそろえておかんと、実際的には無理ではないかというふうに思うておりますが、所管課の意見を聞いておきたいというふうに思います。

議長（荒川 政義君） 上元契約管理課長。

契約監理課長（上元 勝見君） 先ほど町長の答弁にもありましたように、現在そういった、こういった問題があるか、体制づくりはどういったことをしなきゃいけないかということ、今順次検討をいたしておりますので、それらを解決しながら総合評価の導入に向けて今後ともやっていきたいというふうに思います。

議長（荒川 政義君） 広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） これも国の方向性でプラス・マイナスある部分があるかどうかというふうで……、この制度のなかに内包しておるといいうふうに思うておりますので、やっぱり十分議論が必要というふうに考えておりますので、引き続きいろんな角度からこの総合評価方式について検討していく必要があるというぶんは、認識しております。

ただ、それがいざという格好でやられれば、新たな混乱をきたすという部分もあるんで、それは十分に注意していただきたいというふうに思います。

2点目として、現在入札結果に起こっておる状況。

これは例えば結果からしようがないというふうにとらえておるのか、ランクによって固定的にかなりの入札結果としてランクがある場合に、これを固定的にとらえる必要はないと。やっぱりどうにか結果から見ても改善さそうという立場にあるのか、ないのか。その立場によって大きく

変わってくるというふうに思いますんで、その点について聞きたいというふうに思います。

議長（荒川 政義君） 上元契約管理課長。

契約監理課長（上元 勝見君） 今の広田議員さんがおっしゃいましたように、入札といいますが結果でものを言うようになるわけでありますが、ことしの入札におきましてもAランク、Bランク、Cランクともに最低制限価格での入札も多々あります。ありますんでその結果をもとに云々ということもなかなか難しいんですが、御存知のように何か問題があれば、いままで合併以降、いろんな要綱の改正とか方法等の変更をやってきておりますので、今の時点私たちはそれを問題というふうには考えておりませんが、今後そういうことが生じるようなことがあれば、また今後ともそういういったことを検討していきたいというふうに思います。

議長（荒川 政義君） 広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 地元建設業者の育成とモラルの確立ということで、3項目目、執行体制の適正化。

これ、当然のことだ。建設業法に基づいて当然のことだと言う答弁がありました。私が考えるのは施工体系図、現場における実際的な。これ、当然やらんやいけんことであるし、私が見た限りにおいては、実はこれがやられていないというところがあります。この点で本当にさっき町長が言われたような当然やられていないと、やらなきゃいけないもんだと言って答弁されたが、その点はどうか、具体的に聞いておきたいというふうに思います。

議長（荒川 政義君） 上元契約管理課長。

契約監理課長（上元 勝見君） 御質問の施工体系図につきましては、下請け金額が100万円以上の金額になった場合には、その写しを提出することを入札の条件としており、その写しもその都度提出されております。掲示については法でいきますと3,000万円以上ということにはなっているんですが、今一般建設業者の範囲であります3,000万円までについては、そういった法的な決めもございませんが、確かにここは知らん業者が入っちょるとか、そういうことも側から見れば、わからんようなこともありますんで、そういったことにつきましては、今から掲示について県なんかはどうしとるんかというのも確認しながら、検討していきたいというふうに思います。

議長（荒川 政義君） 広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 県の状況を見ながら、改めているような方向性をきちっとしていくという答弁というふうにとらえておきます。

実際的には、このことによって一番大きいのが事故です。労災が発生したときの責任の所在が非常にあいまいになる側面があるという立場からも、ぜひ早急に対応していただきたいというふうに思います。

4点目、技術管理者の設置であります。私も先ほど言ったように、これはこの点でもモラルの感じなんです。モラルの範囲で。やっぱりモラルできちっとそれにのっとってやられよれば問題ないわけなんです。実際として仕事を発注する側が落ち度として発生した場合、これが困るわけです、議員から見たら。書き方はこうなっちゃうわけです。「管理技術者の設置について、途中交代は原則禁止」例外規定として「死亡・疾病・退職等真にやむを得ないもの」と、こういうふうに書かれておるといふふうに、それも今読ませていただきました。そのなかで、それがないがしろにされたとすると、例えば町の監視の目が一たんゆるむと、町は入札して終わりました、取りましたと。今度県にその業者が入札参加して実際的には現場をとるといふことがあるかも知りません。そのときのチェック機能もやっぱり今の町の部分でいえばきちっとチェックしなさいよというのが、ここの字句の範囲になるわけなんです。ですから、その点をきちっとしなさいよという確認だけはしちよきたいというふうに思います。

議長（荒川 政義君） 上元契約管理課長。

契約監理課長（上元 勝見君） 今、広田議員さんの質問にありましたとおりでございますが、県の発注工事なんかも今後確認しながら……。これは県の担当との協議になってくると思うんですが、その辺を含めまして、また今後検討していきたいと思っております。

議員（8番 広田 清晴君） 終わります。

議長（荒川 政義君） 以上で、広田議員の質問を終わります。

.....

議長（荒川 政義君） あともう一人ですが、どうでしょうか。（「続行」と呼ぶ者あり）続行。はい。執行部の皆さんひとつよろしく。

次に、15番、松井岑雄議員。

議員（15番 松井 岑雄君） お食事前に大変申しわけございません。少し時間をいただきます。余り長くならないようにしますので、よろしくをお願いします。

私は4点ほど質問の内容を指定いたしました。3つは建設に関する事。あと1つは福祉で健康増進課に属することだと思います。

それでは1問目から申し上げます。開作松ヶ崎地区の急傾斜指定の雑木林と竹林の民家への被害対策について、お伺いをいたします。

現在、通称開作松ヶ崎地区においては、高さ5メートルほどのコンクリート壁が備わっておりまして、その上に2メートル程度のフェンスが安全対策として施されております。当初はこれで安心安全を確保されたと推測をいたしますが、実はコンクリート壁の上の部分に雑木林と竹林が密集をしております。一部雑木林の部分は伐採をしていただきましたが、竹林の部分が2階建ての屋根に風向きにより倒れ掛かって当たるという状況が発生しました。

このため当町の総合支所より竹林を一部切り取っていただきましたが、来年もまた同じようになると思われます。県の急傾斜地指定地区でもあります。升目コンクリート工法でも考慮されて、県及び地権者と交渉のうえ善処されることを望むものであります。

2点目に、開作水車地区でございます。これも県の急傾斜地指定の擁壁の設置工事について、お伺いするものであります。

現在の安迫から出たところでございまして、水車地区と呼ばれるところでございまして、約3分の1程度はコンクリートの擁壁は完成をしております、一部この完成の部分に居住される住民の方は、まずは安全性は高いものと推測いたしますが、残りの3分の2程度のコンクリート擁壁は未完成でございまして、先般現地を視察いたしました結果、急傾斜地であり、岩肌などを素手で触ってもぼろぼろと落ちるような岩でございます。既に落ちた岩砂の部分も体積をいたしております。風雨にも大変弱い岩の性質だと思われまますので、防府市で前回発生した豪雨災害もありました。災害の起こる前に急傾斜地指定地区でもあります。地権者とも交渉の上、県の建設課との早急なる対応策をお願いするものでございます。

3つ目は、かねてから非常に問題になっております開作・水車・新開・田布施農業高校グラウンドにかけての護岸の改修工事について、お伺いをいたします。

旧町時代から何度も何度も話題に上っておりますが、開作地区（通称入川）の改修工事について、お伺いをいたします。

新開地区から水車地区の間では、県道から見る限りでは護岸の石垣部分が崩れ落ちたり、崩れかかったところ、はみ出したところ等、道路部分が全体の約2分の1程度、民家に面した部分が約4分の1程度、畑の部分が4分の1程度と推測をいたしております。実はこの畑の部分は随分見えていまして、土が石垣の部分から洗い流されている。またそのお隣にある1戸建ての家等は下の床下部分の土が洗い出されて、家が傾いているという状況が発生いたしております。

いずれにしる、護岸の傷みがひどく、改修工事を必要とするところでございます。一度の予算化はできないにしる、2、3年の段階的な予算で改修工事を望むものでございます。

町長の御所見をお伺い申し上げます。

4点目は、不妊治療に対する国庫補助プラス町独自の追加補助をということで、現在不妊治療に対する国庫補助は周防大島町における不妊治療に伴う方が年間を通じて何組かがいらっしゃいます。御夫婦にとりましても子供がほしいと望まれて御懐妊にならない方、このために不妊治療が必要となり、県内の医療機関はもとより県外の病院にまで通院をされております。家計の費用負担も大変であるとお聞きいたしております。現況では国庫補助は月額3万円程度でございまして、5カ月分の15万円程度がお支払いをされております。国庫補助のうちで治療できる方はもとより、御懐妊された方を除きまして、それ以上の治療が必要だという方につきましては、町独

自での15万円程度の御支援をお願いするものでございます。

子供は大島にとりましても実に重要な宝物でございます。将来に夢を託しましてこの予算の実行に御賛同を賜りますよう、よろしく願いを申し上げるしだいでございます。

以上、4点よろしく願いを申し上げます。

議長（荒川 政義君） 椎木町長。

町長（椎木 巧君） 松井議員さんの御質問にお答えいたします。

開作松ヶ崎地区の雑木林と竹林による民家への被害対策でございます。

松ヶ崎地区急傾斜は、昭和56年度に県の急傾斜地崩壊危険区域の指定を受けまして、昭和57年度に県の事業によりまして急傾斜地崩壊対策事業が実施され、また平成8年度には危険区域の追加指定を受けて、平成9年度に対策工事が実施されております。

御指摘の箇所につきましては、昭和57年度に完成した擁壁裏の雑木、竹林が大木化、繁殖化し民家に被害を与えている状況を確認しております。

山口県柳井土木建築事務所におきましては、用地内にある支障となる雑木、竹林の処理について必要な予算要望をしていく考えであるというふうに伺っております。

開作水車地区の擁壁の設置工事でございます。

開作水車地区の急傾斜は、平成3年度に県の急傾斜地崩壊危険区域の指定を受けまして、平成5年度に県の事業によりまして急傾斜地崩壊対策事業として、対策工事が施工されております。

御質問の箇所につきましては、前回対策工事を施工しました隣接の箇所の擁壁設置工事ですが、事業の実施に当たりましては、がけの所有者やがけ崩れで被害を受ける恐れのある方々等地元関係者の対策工事に対する同意が得られれば、県は現地調査の上、事業化の可能性について検討していきたいと伺っておるところでございます。

次に、開作地区入川の護岸につきましては、延長約370メートルの空石積みの護岸で、民家及び町道が接している箇所でございますが、石積みが一部崩れかけている箇所が確認できます。

今後、被害が想定、予想される箇所につきましては、検討してまいりたいと思いますが、当地区は異常な軟弱地盤であるため、地盤の調査及び護岸の工法等をまず検討してまいりたいと考えておるところでございます。

最後に、不妊治療に対する国庫補助プラス町独自の追加補助についての御質問でございます。

助成のある不妊治療につきましては、医療保険適用の一般不妊治療費助成制度と医療保険が適用されない特定不妊治療費助成制度があります。

一般不妊治療費助成制度は夫婦の前年所得合計が730万円以下の方に、治療費の自己負担分を1年度当たり3万円以内の額を通算5年間、県と町で助成しておりまして、平成21年度を含め過去3年間で11人の方に13回助成をし、8人の方が妊娠されております。

特定不妊治療制度は体外受精等を対象としているため、医療保険が適用されませんので、この2年間1回の平均負担額は約39万円となっております。助成は夫婦の前年所得合計が730万円以下の方に、平成21年度からは1回の治療につき国・県から15万円まで、1年度2回を限度に通算5年間助成することとされております。制度利用者は平成21年度を含めた3年間で3名に8回助成し、全員が妊娠をされております。

しかし、1回の負担額が平均39万円で、助成額の15万円を差し引いても24万円の自己負担となり、多額の負担となっております。

少子化の本町としましては、本当にほしくても子供に恵まれない夫婦のために、特に負担の多い特定不妊治療費制度を利用される方等への町の助成も含めて十分検討してまいりたいというふうに考えております。

議長（荒川 政義君） 松井議員。

議員（15番 松井 岑雄君） 大体町長の御説明でわかりましたけれども、開作と今の水車地区の2カ所については、県建設課で今後、地権者と交渉しながら折衝する意思はありますか、また、今まで折衝しましたということがございますか。

議長（荒川 政義君） 平田産業建設部長。

産業建設部長（平田 好男君） これまでそのような交渉はしておりません。

ただ、危険な場合はその地元のほうから急傾斜の場合は、要望があるというふうに考えております。

議長（荒川 政義君） 松井議員。

議員（15番 松井 岑雄君） ありがとうございます。ぜひ今の私の提案したことを踏まえていただきまして、今後そういった交渉もやっていただきたいと思っております。特に急傾斜地の水車なんかは手でこう触りましても、ぼろぼろ、ぼろぼろ岩肌が落ちてきますので危険だなというふうにも感じておりますので、県との交渉もお願い、あるいはまた地権者もひっくるめてお願いしたいと思います。

それではもう1点、開作・水車・新開にかけましての入川地区の護岸工事については町長からはおやりになるだろうというかたちではございますけれども、いつごろお入りになれるのか。また予定とするのはいつごろかっていうのは、できませんか。

議長（荒川 政義君） 椎木町長。

町長（椎木 巧君） 合併前のときから、旧町の時代から非常に大きな課題と伺っております。私たちが一見しても非常に軟弱地盤であるというふうにも思えますし、地盤さえよければ今まで、既にやっているのじゃないかというふうにも思っておるところでもございます。

いずれにいたしましても、護岸の横にすぐに民家が建っているというところもありますし、ま

た、反対に民家からずっと離れているというところもございます。いずれにいたしましても、地盤調査を十分してでないと、実際に工事になかなかとりかかりにくいのではないのかとっております。

できるだけ調査費は計上させていただきたいと思っております。

議長（荒川 政義君） 松井議員。

議員（15番 松井 岑雄君） わかりました。

大変時間をとりまして申しわけございません。

最後に不妊治療に対する国庫補助のことでお伺いいたしますけれども、このことも大変負担になっていらっしゃる御夫婦がいらっしゃいます。ぜひとも、単独になりますけれども、町独自でこのくらいのことはたいした金額じゃないので、おやりになってもいいんじゃないかなど。町長、どうぞこの辺のお考えを一つよろしくお願いします。

議長（荒川 政義君） 田村健康福祉部長。

健康福祉部長（田村 敏範君） 町長の答弁にもありましたように、今後限度額の金額、回数、何年間助成するかと、いろんな事務的なつめることもございますので、そういう面でいろいろ財政担当課と協議しながら決めていきたいと思っております。

議長（荒川 政義君） 松井議員。

議員（15番 松井 岑雄君） ありがとうございます。

大変時間をとりましたけれども、いずれにしても大きな課題を抱えたものが多く残っておりますので、ぜひ慎重なる御審議をいただきまして、今からの、特に不妊治療関係につきましてはお喜びになる方が多いんじゃないかと思っておりますので、ぜひ執行部も町長さんもこの辺の御認識をいただきまして、しっかりと今後の精査をしていただきたいと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。ありがとうございます。

議長（荒川 政義君） 松井議員の質問を終わります。

以上をもちまして、一般質問を終結いたします。

議長（荒川 政義君） 以上で、本日の日程は全部議了いたしました。本日は、これにて散会いたします。

次の会議は、12月18日金曜日、午前9時30分から開きます。

午後0時30分散会